

## 細街路拡幅整備協議成立後の各種変更等について

板橋区都市整備部  
建築安全課細街路整備係

協議成立後に協議内容の変更等が発生した場合は、下記のとおり手続きをお願いします。

### 1 提出物

- (1) 細街路拡幅整備協議変更届
- (2) 委任状（代理人を変更する場合等）
- (3) 添付書類（変更内容により異なります）

### 2 添付書類

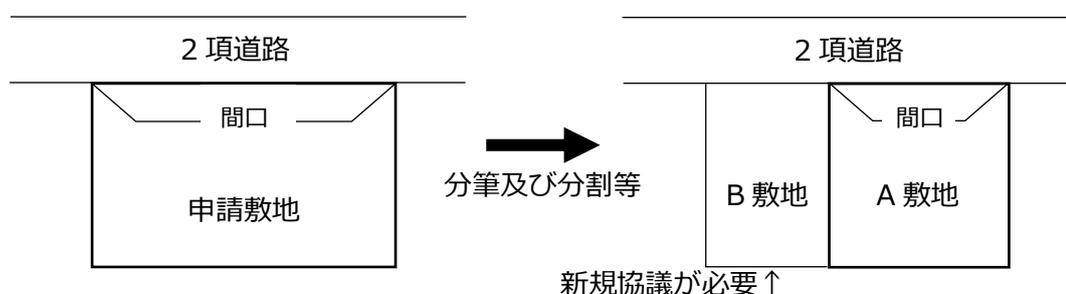
- (1) 建築主を変更する場合  
確認申請書等の写し（土地の登記事項証明書の写し、売買契約書の写し等でも可）
- (2) 土地所有者を変更する場合  
土地の登記事項証明書等の写し
- (3) 土地の所在（地番等）を変更する場合  
公図等の写し
- (4) 間口距離を小さくする場合  
変更前後の間口距離を記入した図面

※間口距離を大きくする場合は協議の変更ではなく、大きくなる部分を含め新規協議が必要となります。

#### （間口変更の考え方）

細街路拡幅整備協議は拡幅整備工事を行うための申請です。拡幅整備工事の時期が異なる等の理由により変更を行います。

（例）当初左図の敷地全体で協議を提出していた。協議成立後に敷地を2分割してA敷地の建築工事を先行することになった。この場合はB敷地を除外する形で間口を変更し、A敷地の所有者が当初協議内容を継承することになる。一方、B敷地は拡幅整備工事をするために新規協議が必要となる。



◎各種様式はホームページ又は窓口で配布しています。

- ・ 板橋区トップページの Google 検索欄に「細街路 様式」で検索
- ・ 板橋区トップページ→「防災・環境・まちづくり」→「土地・建築」→「各種様式・証明・料金表」→「細街路拡幅整備事業（協議書等）」